

見にくい表示に関する実態調査について(概要) —打消し表示の在り方を中心に—

平成20年6月13日

公正取引委員会

1 調査の目的

- 見やすい表示に関する関心の高まりの中で、消費者モニターを活用して見にくい表示に関する実態調査を行い、景品表示法上の考え方を整理。
- 調査の結果、消費者モニターが見にくいと報告したものの中に、いわゆる「打消し表示」が見にくいと判断されるものが相当程度みられた。

2 強調表示を行う場合の望ましい表示

強調表示を行う場合には、

- 当該強調表示の内容について、例外条件、制約条件等がないかを十分に検討することが必要。
- 打消し表示を行わずに済むように訴求対象を明確にするなど強調表示の方法を工夫することが原則。

やむを得ず、打消し表示が必要な場合には、以下の点に留意。

- 強調表示に近接した箇所
- 強調表示の文字の大きさとのバランス
- 消費者が手に取って見る表示物の場合、表示スペースが小さくても、最低でも8ポイント以上の文字
- 十分な文字間余白、行間余白
- 背景の色との対照性

ただし、近接した箇所、相対的なバランス等に配慮した表示が行われていなければ景品表示法上問題となるおそれあり

過去において、約8ポイントの文字で打消し表示がなされていたが、警告とした事例あり

商品やサービス等の内容について強調表示を行う一方で、打消し表示を明りよに行わないことにより、一般消費者に実際のもの又は競争事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると誤認される場合には、景品表示法に違反する。

(注)【強調表示】

一般消費者に訴求するため、品質等の内容や価格等の取引条件を強調した表示

【打消し表示】

一般消費者が強調表示からは予期できない事項であって、商品・サービス選択の重要な考慮要素となるものについての表示

3消費者モニターから報告された見にくい打消し表示の例

(1)サービスの内容が強調されているが、その「例外条件」が見にくい。

【例 保険】(強調表示の最大の文字の大きさは約 48 ポイント)

【例 保険】(強調表示の最大の文字の大きさは約 48 ポイント)

The screenshot shows a health insurance advertisement. At the top, the text '病気入院' (Sick Hospitalization) is displayed in large, bold characters. Below it, '日額' (Daily Amount) is written, followed by '10,000円' (10,000 Yen) in very large, bold characters. A dashed line separates the main advertisement from a smaller box below. This box contains the text: '※ 61 歳から 70 歳までは入院給付金日額 5,000 円までの取扱いとなります。' (Note: For ages 61 to 70, the daily hospital benefit payment is limited to 5,000 Yen). Below this box, a bracket points to the text: '【打消し表示 (5.5 ポイント。強調表示から離れた箇所に表示)】' (Cancellation display (5.5 points. Displayed in a location separated from the emphasis display)).

(2)割引料金や割引価格が強調されているが、当該割引を受けたり、当該価格で購入するには、最低利用期間や他のサービスにも加入しなければならない等何らかの「制約条件」があるところ、その条件が見にくい。

【例 携帯電話】(強調表示の最大の文字の大きさは約 36 ポイント)

【例 携帯電話】(強調表示の最大の文字の大きさは約 36 ポイント)

The screenshot shows a mobile phone advertisement. The main text '当店だからこそ 大人気機種も この価格!!' (Only at our store, popular models at this price!!) is in large, bold characters. Below this, the prices '契約変更 6,000円' (Contract Change 6,000 Yen) and '機種変更 9,000円' (Model Change 9,000 Yen) are displayed in large, bold characters. A dashed line separates the main advertisement from a smaller box below. This box contains the text: '表示価格は現在ご利用のケータイを 24 ヶ月以上ご利用された方で、〇〇〇割引ご加入が必要条件となります。' (The displayed price is for those who have used their current mobile phone for 24 months or more and joined the 〇〇〇 discount service as a condition). Below this box, a bracket points to the text: '【打消し表示 (5 ポイント。強調表示から離れた箇所に表示)】' (Cancellation display (5 points. Displayed in a location separated from the emphasis display)).

(3)商品又はサービス本体の価格が強調されているが、本体価格以外に手数料等何らかの「付加的費用」を要することが見にくい。

【例 旅行・航空】(強調表示の最大の文字の大きさは約 64 ポイント)

【例 旅行・航空】（強調表示の最大の文字の大きさは約 64 ポイント）

大阪（関空）↔ シドニー／ブリスベン

往復
航空運賃 **¥ 60,000~**[※]

空港施設使用料、現地空港税及び燃油特別付加運賃（大阪（関空）↔ ブリスベン：27,000 円、大阪（関空）↔ シドニー：29,000 円）が発生します。

各旅行代理店でご予約いただく場合の〇〇（航空会社の名称）の運賃は、機内での食事、毛布、ヘッドセット等の料金が別途必要となりますため、記載の金額とは異なります。

.....※当運賃は全てのフライトには適用されないことをご了承ください。機内での食事や各種アメニティ等の料金は含まれません。

空港施設使用料、現地空港税及び燃油特別付加運賃（大阪（関空）↔ ブリスベン：27,000 円、大阪（関空）↔ シドニー：29,000 円）が発生します。

【打消し表示（5.5 ポイント。強調表示に近接した箇所に表示）】

各旅行代理店でご予約いただく場合の〇〇（航空会社の名称）の運賃は、機内での食事、毛布、ヘッドセット等の料金が別途必要となりますため、記載の金額とは異なります。・・・※当運賃は全てのフライトには適用されないことをご了承ください。機内での食事や各種アメニティ等の料金は含まれません。

【打消し表示（5.5 ポイント。強調表示から離れた箇所に表示）】

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部消費者取引課
電話 03-3581-3375（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>